

改正

平成24年3月28日内達第13号  
平成27年7月30日内達第20号  
平成31年3月28日内達第22号  
平成31年3月28日内達第23号  
令和2年11月30日内達第32号

産業医科大学動物実験委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、産業医科大学動物実験管理規程(平成19年規程第8号。以下「規程」という。)第4条の2第2項の規定に基づき、産業医科大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(審議等)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議及び調査を行い、学長に報告又は助言するものとする。

- (1) 動物実験計画の審査に関する事。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事。
- (3) 規程第2条第2号に定める施設等の設置及び実験動物の飼養保管状況に関する事。
- (4) 自己点検・評価・検証に関する事。
- (5) 動物実験等に係る安全管理に関する事。
- (6) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに係る法令等に係る教育訓練の内容又は体制に関する事。
- (7) 動物実験等に係る情報公開に関する事。
- (8) その他動物実験の適正な実施のための必要事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 動物研究センター長及び副センター長
  - (2) 医学部総合教育・医学基礎系を担当する学科目の教員 1名
  - (3) 医学部基礎医学系を担当する講座の教員 1名
  - (4) 医学部臨床医学系を担当する講座の教員 1名
  - (5) 産業保健学部の教員 1名
  - (6) 産業生態科学研究所(以下「研究所」という。)の教員 1名
  - (7) 学長が必要と認めた者 1名
- 2 委員会の構成は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者が含まれること。
  - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者が含まれること。
  - (3) その他学識経験を有する者が含まれること。
- 3 第1項第2号から第7号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第1項に掲げる委員のうち1名以上は、動物実験に携わらない者とする。

(委嘱)

第4条 前条第1項各号に規定する委員は、医学部、産業保健学部及び研究所の各教授会の意見を聴いたうえで、学長が委嘱する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の中から委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(審議等結果)

第6条 委員会は、第2条各号に掲げる事項の審議の結果を学長に報告し、承認を得るとともに、必要に応じて助言を行うものとする。

2 委員会は、必要に応じて実験者に対し、指導又は助言を行うものとする。

3 第3条第1項に掲げる委員から提出のあった動物実験計画及び規程第2条第2号に定める施設等の設置に関する事項を審議する場合は、当該委員は、その審議に加わることができない。

(会議)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いたうえで、学長が定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究支援課において行う。

2 委員会は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日内達第13号)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月30日内達第20号)

この細則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日内達第22号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日内達第23号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月30日内達第32号)

この細則は、令和2年12月1日から施行する。